

株式会社大塚製薬工場を認定！（2回目）

徳島県内
第27号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第27号として、株式会社大塚製薬工場を平成25年8月5日付で認定しました。2回目の認定を受けた企業は徳島県内では2社目となります。

株式会社大塚製薬工場にて認定通知書を交付しました。



平成25年8月27日、木村雇用均等室長から認定通知書の交付を受ける株式会社大塚製薬工場の添田人事部長（左）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社大塚製薬工場の取組の概要

1 行動計画の期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日までの5年

2 行動計画の目標

- ① 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するため、社内イントラネットの閲覧が可能なパソコンの貸与により、休業中の労働者が情報を閲覧できるように整備する
- ② 社内イントラネット上に専用ページを開設し、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う
- ③ 所定外労働の削減のための啓発用ハンドブックを作成する
- ④ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担の是正のための情報提供・研修を実施する

3 取組結果

- ① 平成23年4月より、育児や介護等で休業中の労働者が社内イントラネットにアクセス可能なパソコンを貸与し、情報閲覧可能とする制度を導入した。
- ② 平成24年1月より、社内イントラネット・人事部ページに「ダイバーシティ推進サイト」を新規項目として追加し、諸制度について掲載した。
- ③ 平成23年10月に「人事労務ハンドブック」を作成するとともに、管理者研修等で意識啓発を図った。
- ④ 「人事労務ハンドブック」を活用し、管理者研修等で性別にとらわれない働きやすい職場環境づくりについて啓発、教育した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業の期間について、特別な事情がなくても子が1歳2か月まで取得を可能としている。
- ② 小学校3年生に達するまでの子を養育する労働者について、時差出勤の制度を利用可能としている。
- ③ 大塚グループの事業所内保育所の利用が可能。